

## 熊谷市政務活動費収支報告書等の閲覧に関する事務取扱規程

平成29年5月1日 議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第1号）第11条の規定に基づき、政務活動費に係る収支報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象文書等)

第2条 閲覧の対象となる文書は、熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例第8条に規定する収支報告書（添付された領収書又はこれに準ずる書類を含む。以下「収支報告書等」という。）とする。

2 閲覧は、収支報告書等の原本の写しをもって行うものとする。

3 収支報告書等に熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）第7条第1項に規定する非公開情報が含まれている場合は、当該非公開情報に関する部分を閲覧の対象から除くものとする。

(閲覧の申出)

第3条 収支報告書等の閲覧（以下単に「閲覧」という。）をしようとする者は、議長に対し、政務活動費収支報告書等閲覧申出書（別記様式）を提出するものとする。

(閲覧の実施及び方法)

第4条 閲覧は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日（その日が熊谷市の休日定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に定める本市の休日（以下この項及び次項において「市の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日以降の最初の市の休日ではない日）からすることができる。

2 閲覧を行わない日は、市の休日とする。

3 閲覧を行う時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時か

ら午後 5 時 15 分までとする。

- 4 前 2 項に定めるもののほか、議長が特に必要と認める場合は、閲覧に係る業務の全部又は一部を休止することができる。
- 5 閲覧を行う場所は、議長が指定する場所（次条において「指定場所」という。）とする。

（閲覧の遵守事項）

第 5 条 閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧に当たって次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 収支報告書等は、丁寧に取り扱いとともに、破損、汚損又は加筆を行わないこと。
  - (2) 前条第 3 項の時間を遵守すること。
  - (3) 指定場所においては、音読、談話、飲食、携帯電話の使用等其他者の迷惑となるような行為をしないこと。
  - (4) 指定場所から対象文書を持ち出さないこと。
  - (5) その他係員の指示に従うこと。
- 2 議長は、閲覧者が前項各号の規定に違反すると認められる場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（費用負担）

第 6 条 閲覧者は、収支報告書等の写しの交付を希望する場合は、その旨を政務活動費収支報告書等閲覧申出書（別記様式）に記載するとともに、熊谷市複写実費徴収規則（平成 17 年規則第 67 号）の例により当該写しの作成に係る費用を負担しなければならない。

（その他）

第 7 条 この告示に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。